

カトリック西陣教会小教区評議会規約

カトリック西陣教会評議会の設置

京都司教区の推進する「福音宣教する共同体になる」という共同宣教司牧を通して、聖なる普遍の教会の教えと方針を実現するため、カトリック西陣教会評議会（以下「評議会」とする。）を設置する。

1-1. 評議会の主宰

評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団（以下「司祭団」とする）が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

1-2. 評議会の構成

評議会は、次の者によって構成される。

- ① 信徒の代表として選出された役員
- ② 各部会の代表者
- ③ その他のグループの代表者

1-3. 評議会の開催

評議会の開催は、原則として毎月1回とし、司祭団が招集する。司祭団の判断で必要に応じて臨時に開催することができる。

1-4. 評議会の審議事項

評議会は、小教区の運営活動全般に関わる事柄（主に以下の事項）について審議決定する。

- ① 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事
- ③ 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認
- ④ 各種部会の設置や改変
- ⑤ 「小教区評議会」規約の変更
- ⑥ その他の重要事項

1-5. 審議決定と承認

審議決定については、出席者の合意により、福音の精神による対話を大切にして決定する。また、決定事項は司祭団の承認を経て実行される。

2. 役員について

2-1. 役員の選出

役員の選出は、司祭団と相談して行う。選ばれた者のうち、司祭団ならびに評議会の承認を受けた男女3名を司祭団が任命する。任期を2年とし、再任を妨げない。

2-2. 役員の任務

- i. 役員は、司祭団と共に、小教区における『共同宣教司牧』のチームとなって、小教区全体の運営について調整する。
- ii. 役員は、評議会会議の準備、議事運営、記録等を行う。
- iii. 役員は、小教区の代表として「ブロック会議」や「地区評議会」に派遣される。
- iv. 役員のうち2名がブロック委員を兼務し、ブロック会議に出席する。その任務として教会代表として責任をもって発言、審議、決議に参加し、また会議の内容を小教区に報告する。尚、その任期はブロック規約に準じる。
- v. 役員は、部会代表者を兼務できない。

2-3. 役員会の開催

役員は、毎月1回司祭団と共に「役員会」を開催し、小教区の運営活動全般に関わる諸事項について審議し、「評議会」にて審議、決定するための準備をする。

3. 部会制度について

評議会の目的を有機的かつ機能的に執行するため、以下の部会を設置する。原則として信徒はいずれかの部会に属するものとする。これらの部会の設置・変更は、必要に応じて評議会で審議・決定する。各部会の役割は別に定めて公示する。

3-1. 各部会の名称

- ①教育部 ②典礼部 ③広報部 ④施設管理部 ⑤財務部 ⑥会館運営部
- ⑦社会活動部 ⑧国際協力部

3-2. 部会の代表者

各部会の代表者は、各部会構成員の互選により選出する。ただし、財務部の構成員は、業務の性質上、司祭団と役員が相談して選出し司祭団が任命する。

4. 小教区総会の開催

相互の親睦を深め、小教区の運営活動に関わる方針等の情報を共有するため、司祭団の招集により年1回「総会」を開催する。

5. 会計監査

会計監査を司祭団の指名により複数名置く。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

ナハウロ 大塚喜直

